

(代表者用)

令和 年 月 日

伊丹市長様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印(使用印)してください。個人の場合は、
本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印(使用印)してください。

生 年 月 日 年 月 日生

誓約書

私は、伊丹市が「伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱」(以下、「排除要綱」という。)に基づき、貴市が行うすべての契約等から暴力団を排除していることを認識した上で、貴市入札参加資格の認定にあたり、下記の事項について誓約します。また、今後、貴市と契約の締結を行う場合においても、下記の事項について誓約します。

尚、これらの事項に反する場合、入札参加資格の取消し、貴市と契約を締結している場合においては、契約の解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

- 1 私は、伊丹市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに掲げる者に該当しません。
- 2 私は、排除要綱第4条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため伊丹市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が伊丹市から兵庫県伊丹警察署に提供されることに同意します。
- 4 私が下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、当該誓約書を伊丹市に提出します。
- 5 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると知ったときは、下請負契約等の解除又は二次以降の下請負に係る契約の解除をします。

(参 考)

伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）（抄）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団密接関係者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 暴力団員が役員（法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者

イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者

ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

(ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

(イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、本市との契約に係る下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結している事業者

(4) 略

伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱

(契約に係る事務等における排除措置の要件)

第4条 前条第1項各号に規定する契約に係る事務等における排除措置の要件は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団等が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

(2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団等であること。

(3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団等を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。

(4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等または第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団等の威力を利用していること。

ア 前条第1項各号に掲げる者

イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員

ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者

(5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること

(6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用してしていること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること